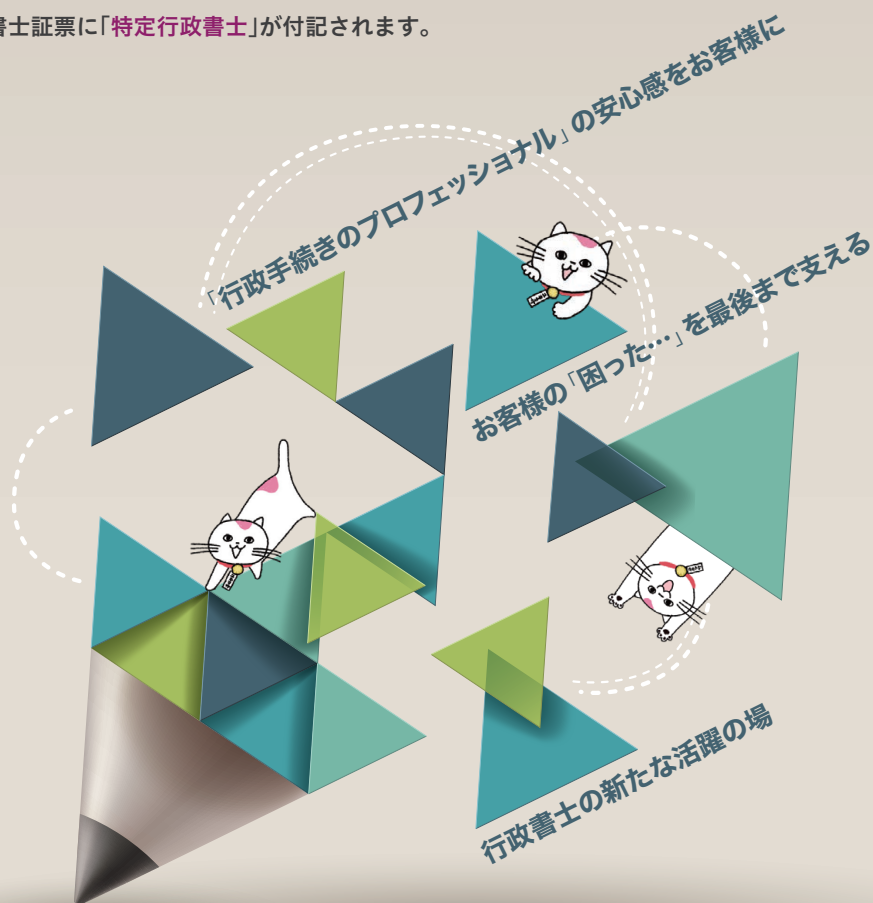


特定行政書士法定研修は 制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した
行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る
手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。



特定行政書士になろう!

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、
特定行政書士の倫理、総まとめ

■申込み期限：平成27年6月5日[金]まで
■研修日程・会場：7月～9月。別途一覧をご参照ください。
■考査日程：平成27年10月4日[日]
※申込みは先着順で定員制です。お早目にお申し込みください。

「ブレ研修」は日行連ホームページで公開中!



日本行政書士会連合会



茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5階)
TEL. 029-305-3731・305-3730 FAX. 029-305-3732

www.ibaraki-gyosei.or.jp/



行政茨城 5 平成27年 No.220

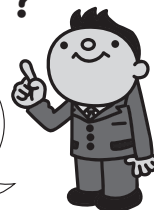
発行所 茨城県行政書士会 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5階)
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

広報・監察部より

行政茨城に投稿しませんか？

- 業務に関する情報
- 行政書士会に関するご意見
- 日常において感じること
- とっておき情報
- 写真・作品・マンガ・イラスト等

会員の皆様の
投稿をお待ち
しております



原稿はできるだけメールでお送り下さい。FAXの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

次回会報原稿の締め切りは6月5日(金)です。

送付先

茨城県行政書士会

メール：koho@ibaraki-gyosei.or.jp FAX：029-305-3732

郵 送：〒310-0852

水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

※いただいた原稿は、広報・監察部編集方針により、承諾なく内容を変更する場合があります。
(例：行政書士の呼称に「先生」が使用されていた場合、「会員」に変更します)
不都合がある場合は、その旨お書き添えいただければ個別に対処します。また、都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。どうぞご了承ください。

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731

FAX (029) 305-3732

E-mail info@ibaraki-gyosei.or.jp

http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/

発行者	会 長	國 井 豊
編 集	担当副会長	嶋 田 広 一
	広報・監察部	遠 藤 実
		安 圭 一
		渡 邊 律 三
		小 嶋 幸 江

印刷所 株式会社笠間印刷所